

# 大垣市道路位置指定取扱要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の取扱いに関し、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)及び大垣市建築基準法施行細則(平成12年規則第13号。以下「細則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(適用範囲)

**第2条** この要綱は、市街化区域内にあっては開発区域が1,000平方メートル未満の開発行為に伴い築造される道路について適用するものとし、これ以上の規模にあっては都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の適用を受ける。

2 前項のほか、都市計画法第29条の規定により開発許可の適用を受けない場合は、この要綱を適用する。

(道路の位置の指定基準)

**第3条** 道路の位置の指定を受ける道路(以下「指定道路」という。)は、政令第144条の4第1項に定める基準及び大垣市道路位置指定基準(以下「指定基準」という。)に適合するものとする。

(事前審査)

**第4条** 道路の位置の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、その道路の築造工事に着手する前に、道路位置指定事前審査申請書(第1号様式。以下「事前審査申請書」という。)の正副2通に、正本には次の各号に掲げる図書を、副本には第1号、第4号、第6号、第7号、第8号及び第11号に掲げる図書を添付して市長に提出し、事前審査を受けるものとする。

- (1) 道路位置指定の事前審査に係る誓約書(第2号様式)
- (2) 自治会長への宅地の造成工事に係るお知らせの報告書(第3号様式)
- (3) 開発区域全体の土地の登記簿謄本
- (4) 付近見取図
- (5) 開発区域全体の土地の公図(法務局で3ヶ月以内に発行されたものに限る。)

- (6) 土地求積図
- (7) 造成計画平面図
- (8) 道路断面図（構造詳細図を含む。）
- (9) 他法令の規定による許認可を必要とする場合は、当該許認可証の写し
- (10) 着工前状況写真（4方向から撮影したもの。）
- (11) その他市長が必要と認める図書

2 前項第2号に規定する宅地の造成工事に係るお知らせの報告書については、宅地の造成工事に係るお知らせ（第4号様式）を地元自治会長に提出し、宅地の造成工事に係るお知らせの報告書（第3号様式）を事前審査申請書の正本に添付するものとする。

3 市長は、事前審査を行った場合には、事前審査申請書の副本に道路位置指定事前審査済通知書（第5号様式）を添付して申請者に交付する。

（指定道路の登記）

**第5条** 指定道路となる土地は、これに接するその他の土地と区分し、かつ、原則として地目を公衆用道路として登記するものとする。

（指定道路の管理者）

**第6条** 申請者は、指定道路の管理者を定めるものとする。

2 指定道路の管理者は、管理を適切に行い、常に良好な状態に維持するものとする。

（指定申請書の提出）

**第7条** 申請者は、道路の築造工事の完了後に、細則第14条の規定による道路の位置の指定申請書（以下「指定申請書」という。）の正副2通に、正本には次の各号に掲げる図書を、副本には第1号、第5号、第7号、第8号、第9号及び第15号に掲げる図書を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 道路位置指定事前審査済通知書の写し
- (2) 指定道路の管理者の誓約書（第6号様式）及び管理者の印鑑登録証明書
- (3) 指定道路となる土地の権利者の承諾書（第7号様式）及び権利者の印鑑登録証明書
- (4) 指定道路となる土地の登記簿謄本（地目が公衆用道路になっていること）
- (5) 付近見取図

- (6) 指定道路部分分筆後の開発区域全体の公図（法務局で発行されたものに限る。）
- (7) 土地求積図
- (8) 造成確定平面図
- (9) 道路断面図（構造詳細図を含む。）
- (10) 開発区域内に工作物の確認を必要とする擁壁がある場合は、その確認済証の写し
- (11) 他法令の規定による許認可を必要とする場合は、その許認可証の写し
- (12) 工事工程写真及び工事完成写真
- (13) 道路位置指定概要書（第8号様式）
- (14) 指定道路調書（省令 別記様式第42号の24様式）
- (15) その他市長が必要と認める図書  
（現地確認）

**第8条** 市長は、前条の規定による指定申請書を受理した場合は、遅滞なく指定基準に基づき現地確認を実施する。

（指定）

**第9条** 市長は、前条の現地確認の結果、法、政令、省令、細則及びこの要綱に適合していると認めて道路の位置の指定をした場合は、その旨を告示し、かつ、申請者に対し細則第15条第2項の規定により通知する。

（縦覧）

**第10条** 道路の位置の指定の縦覧は、建築指導課において、指定道路調書により行う。

（変更又は廃止）

**第11条** 細則第15条第1項の規定により道路の位置の指定を受けた道路の変更又は廃止の認定申請を行う場合は、私道（変更・廃止）の認定申請書に当該道路に関する土地及び建築物の登記簿謄本並びに当該道路に関する土地、建築物又は工作物の権利者の承諾書及び印鑑登録証明書を添付するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成12年8月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に岐阜県道路位置指定取扱要綱（以下「県要綱」という。）の規定に基づきその効力を有する市長がした処分に係るこの要綱の適用については、この要綱の相当規定により市長が当該処分をしたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に県要綱の規定に基づき市長に対してなされた申請に係るこの要綱の適用については、この要綱の相当規定により市長に対して当該申請がなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月8日から施行する。